

総務文教常任委員会報告

閉会中の委員会調査

平成18年2月15日

・防災関係施設整備計画について

非常電源整備状況、応急資材の確保状況、避難所周知について調査を行った。

①非常用発電装置設置工事は1月26日で完了し、停電後20秒で発電機に切り替わり、庁舎内の照明は100%カバーが可能である。

②一部建物関係は委託したが、電気設備については、電気主任である田村補佐が行った。総工事業費2千91万2千円（設計委託31万5千円を含む）。

③災害時の応急資材は袋類1万1千枚から毛布、寝袋、非常食等を庁舎内と車庫に保管している。

④避難場所案内看板を資料館、公民館に設置。他については、雪等の問題もあって設置場所の確保に苦慮している。

・児童に対する不審者対

策について

不審者による犯罪が多発していることから、実施した具体的な対応策について調査を行った。

①12月に「防犯パトロール実施中」の看板を作製し、各学校、保護者等自動車に貼って、不審者に対して地域での監視をアピールしている。

②子供達への安全指導、1人歩き児童の把握、安全マップの点検、危険箇所マップの作成、保護者・地域の人達による子供達への声かけをお願いを実施した。

③ワンワンパトロール(犬の散歩者)として、子供達の見守りをお願いし、老人クラブ連合会にもお願いをしている。

・ごみの減量化対策と実績及びディスプレイの導入について

ごみの搬入実績及び減量化対策とディスプレイへの対応について調査を行った。

①ごみの搬入量は昨年実

績(1月末)で減少している。

②電気式生ごみ処理機の導入実績は9台、累計114台。

③平成18年7月1日から可燃ごみ袋の料金が改定される。

④ディスプレイの導入については、下水道管理者である水道課と協議、検討していく。

委員から

○：ディスプレイを導入すると、下水道使用料は上がるのでは。

△：導入例では300円から千円下水道料金を上げている。

閉会中の委員会審査

平成18年3月8日

から9日

議案第8号

・湯沢町国民保護協議会条例の制定について

審査の結果

賛成多数で可決すべきものと決定。

国の法律に基づき、国民の保護に関する計画を作成する為の協議会設置条例。

議案第9号

・湯沢町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

■審査の結果
賛成全員で可決すべきものと決定。

管財課を廃止、国土調査に関することを税務課へ、町有財産に関すること(庁舎等に関すること)を建設課へ、各担当の施設整備は担当課が担当すること。公衆浴場に関することを産業観光課へ、新行財政推進室を新設する。

総務課に消防防災係新設、企画振興係と情報政策係を統合して情報統計係新設、福祉保健課の病院係廃止、産業観光課の施設係廃止、建設課の管理係と用地係を統合して維持係と管財係の新設、水道課の下水道係と水道温泉係を統合して工務係を新設する。

収入役の権限に属する事務を処理させるため、会計課を置く。

国体推進室を新設、社会教育課の文化財係と国体準備係を廃止。

■議案第10号
・湯沢町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の制定について

■審査の結果
賛成多数で可決すべきものと決定。

①給与は平均で4.8%引き下げで、高い人は7%の引き下げ、1から3級で35歳までは引き下げ率は0%である。但し、経過措置があり、18年3月末の給料は保障される。

②昇給の号給数は4号給で成績優秀で最大8号給まで昇給可能。55歳での昇給停止は撤廃される。

③行政職給料表(一)8級を6級、行政職給料表(二)6級を5級。

④年4回の昇給月は、1月の年1回になる。最高号給で停止。

⑤勤勉手当年間4.5ヶ月の予算で、支給は1.42ヶ月支給。0.03ヶ月分は勤務成績による支給分原資として確保。

⑥職員が負傷若しくは疾病に係る療養期間の給与100%支給については、6ヶ月を90日に減。

⑦附則により昇給は平成22年3月31日までは、それぞれ1号給減。